

別紙

答申第43号

答 申

### 1 審査会の結論

島根県警察本部長（以下「実施機関」という。）が一部非開示とした本件審査請求の対象となった個人情報のうち、別表に掲げる部分は開示すべきである。

### 2 本件諮問に至る経緯

- (1) 令和2年4月1日に、審査請求人より島根県個人情報保護条例（平成14年3月26日島根県条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づく個人情報開示請求があった。
- (2) 本件開示請求に係る個人情報の内容は、「〇年〇月〇日に島根県警及び〇年〇月〇日に〇〇署に相談した事案についての対応に関する全て」であった。
- (3) この請求に対して実施機関は、本件請求に係る個人情報を記載した公文書として、「警察相談記録票（平成〇年〇月〇日〇〇警察署受理）」（以下「対象公文書」という。）を特定し、令和2年4月14日付けで部分開示決定を行った。
- (4) 審査請求人は、この決定を不服として、令和2年6月25日付けで島根県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求を行った。
- (5) 諮問実施機関は、条例第34条第1項の規定に従い、令和2年9月30日付けで当審査会に諮問書を提出した。

### 3 審査請求人の主張

#### (1) 審査請求の趣旨

対象公文書の開示されていない部分のうち、以下の箇所について開示を求める。

ア 7ページ目及び8ページ目の「年月日」欄及び「相談内容及び措置状況」欄の記載内容

イ 11ページ目の「措置年月日」欄及び「措置状況」欄の記載内容

#### (2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び反論書による主張の要旨は次のとおりである。

ア 公開しない理由として、条例第13条第3号は適用されない。

イ 聴取を行った日時について、特定関係者にとって知られたくない情報であることは、条例に基づく非公開の理由にはならない。仮に非公開の理由になる場合でも、警察はどのようにその意思を調べたか不明である。また、どのような権利利益を害するおそれがあるのかを説明しておらず不明である。

ウ 特定関係者の経歴、氏名、年齢のうち、経歴及び年齢という情報では個人を識別できないと考える。また「他の情報」を特定、説明しておらず不明である。

エ 回答内容について、特定の個人を識別できる理由や根拠を説明しておらず不明である。また、どのような権利利益を害するおそれがあるのかを説明しておらず不明である。

オ 〇年5月から、地区住民から審査請求人に対する嫌がらせ、名誉毀損、侮辱、強迫、脅しや営業妨害の経緯があるため、条例第13条第3号ただし書イに基づき、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため当該情報を開示する必要があると考える。

#### 4 実施機関の主張

実施機関の弁明書による主張の要旨は次のとおりである。

##### (1) 条例第 13 条第 3 号（開示請求者以外の個人に関する情報）該当性について

###### ア 条例第 13 条第 3 号本文該当性について

本件個人情報、特定日時において、審査請求人の相談事案に係る特定関係者から事情を聴取した内容又はその概要を記載したものであり、次のとおり条例第 13 条第 3 号本文の開示請求者以外の個人に関する情報に該当すると判断した。

(ア) 聴取を行った日時は、開示請求者以外の第三者である特定関係者にとっては知られたくない自己の行動に関する情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人である特定関係者の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

(イ) 特定関係者の経歴、氏名、年齢は、開示請求者以外の特定の個人を識別でき、又は他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報である。

(ウ) 回答内容は、開示請求者以外の第三者が警察官の聴取に対して申し述べた内容であり、開示請求者以外の特定の個人を識別でき、又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが開示することによりなお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められる。

###### イ 条例第 13 条第 3 号ただし書ア該当性について

同号ただし書アは、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報を例外的に非開示情報から除く規定であるが、本件対象個人情報は「法令等の規定により公にされる情報」には該当しない。

関係者からの聴取内容等を相談者に伝えることは、今後の当該関係者からの聴取を困難にするおそれがあるため、通常は行われることはない。やむを得ず伝える場合には、守秘義務を前提とした上で、当事者同士での解決を促すため、必要最小限度の範囲内で伝えるものであるから、本件個人情報は慣行として知りうる情報とはいえないことから、本件個人情報は同号ただし書アには該当しないと判断した。

###### ウ 条例第 13 条第 3 号ただし書イ該当性について

同号ただし書イは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を例外的に非開示情報から除く規定であり、非開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康、生活又は財産を保護することの必要性が上回る場合には開示しなければならないものである。

審査請求人は、〇〇警察署に対し、当時経営していた店舗付近の地域住民による名誉毀損及び同店舗敷地への建造物侵入を訴えて被害届の可否を相談していたものであるが、最終的には両罪ともに立件が困難であるとして既に相談打ち切りとなっており、本件個人情報の開示によって審査請求人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性が、非開示により保護される特定関係者の権利利益を上回るとはいえないことから、本件個人情報は同号ただし書イには該当しないと判断した。

###### エ 条例第 13 条第 3 号ただし書ウ該当性について

同号ただし書ウは、公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る情報を例外的に非開示情報から除く規定であるが、本件個人情報は審査請求人の相談事案に係る特定関係者から事情を聴取した内容に関するものであり、同号ただし書ウには該当しないと判断した。

- (2) 以上のことから、本件個人情報、条例第 13 条第 3 号の「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当し、かつ、同号ただし書ア、イ及びウのいずれにも該当しないため、非開示とすべきであり、本件決定は妥当なものである。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件対象個人情報について

#### ア 警察相談について

島根県警察における警察相談については、警察相談の取扱いに関する訓令（平成 25 年 3 月 14 日島根県警察訓令第 5 号。以下「訓令」という。）第 2 条第 1 号において、「警察に対して、指導、助言、相手方への警告、検挙等何らかの権限行使その他の措置（地理案内、運転免許証の更新手続等の各種手続の教示等の単純な事案の教示を除く。）を求めるものをいい、告訴又は告発に係る相談その他の事件相談を含むものとする。」と規定されている。

この相談は、犯罪等の被害の発生の有無にかかわらず、県民から寄せられた相談内容に応じて、個々の事案の解決又は解決への支援を行い、もって警察の責務の的確な遂行を果たすためのものである。その内容は、個人の生命及び身体に危害を及ぼし、若しくは財産に危害を及ぼすおそれがある事案や刑罰法令に抵触する事案のほか、他の行政機関等で取り扱うべきものなど、広範囲にわたる。

相談者及び関係者のプライバシー等権利利益の保護については、訓令第 3 条第 4 号及び第 5 号において、「申出者の名誉、信用若しくは社会的地位を傷付け、又は生活の平穩を害するような言動をしないこと。」及び「個人の秘密その他の個人情報の保護に十分配慮すること。」と規定している。

また、警察相談を受理した場合には、訓令第 18 条第 4 項において、その処理状況について警察相談記録票（様式第 2 号）に確実に記録するとともに、所属長に対し、当該処理状況を適時・適切に報告し、必要な指示を受けるものとされている。警察相談記録票には、件名、受理番号、受理年月日及び受理者の階級・氏名等をはじめ、申出者及び関係者の住所・氏名等や相談要旨のほか、「相談内容及び措置状況」として、上司による指示事項や関係者からの聴取内容、担当警察官による措置結果等の相談処理経過について、具体的な事実等が記載されることとなっている。

#### イ 審査請求人が開示を求めている部分の記載内容について

審査請求人は、対象公文書のうち、上記 3 (1) ア及びイの部分について開示を求めている。

当審査会において対象公文書を見分したところ、当該部分には、警察官が、特定日時において、審査請求人の相談事案に係る特定関係者から事情を聴取したことに關する以下の情報が記載されていることが認められた。

- (ア) 聴取を行った日付及び時間（以下「非開示情報①」という。）
- (イ) 当該特定関係者の経歴、氏名、年齢（以下「非開示情報②」という。）
- (ウ) 当該特定関係者の回答内容（以下「非開示情報③」という。）

#### ウ 本件対象個人情報について

本件対象個人情報は、上記イから、対象公文書に記載された非開示情報①、②及び③である。

実施機関は、本件対象個人情報について、条例第 13 条第 3 号（開示請求者以外の個人に関する情報）に該当するとして非開示としていることから、当審査会において、同号該当性について判断することとする。

(2) 条例第 13 条第 3 号について

条例第 13 条第 3 号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は個人を識別することはできないが、開示することによりなお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報については、非開示情報に該当すると規定している。

ただし、慣行として公にされている情報（同号ただし書きア）、人の生命等を保護するために開示が必要な情報（同号ただし書きイ）や当該個人が公務員等であって職務の遂行に係る情報に該当する場合の当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る情報（同号ただし書きウ）は、非開示情報からは除かれる。

(3) 条例第 13 条第 3 号該当性について

ア 非開示情報①について

(ア) 非開示情報①について、実施機関は上記 4 (1)ア (ア) のとおり、条例第 13 条第 3 号本文に該当すると主張しているが、開示することにより、具体的に誰のどのような権利利益を害するおそれがあるのかについて補足説明を求めたところ、その内容は以下のとおりであった。

聴取を行った日時を公開・開示することにより、審査請求人が警察署に相談した事案に関して警察から事情を聴取された審査請求人以外の第三者（以下「特定関係者」という。）の「自分が警察に事情を聴かれたという事実が審査請求人に特定されるのではないかとといった不安を抱くことなく、引き続き平穏な生活を営む」権利利益を害するおそれがある。

(イ) 一般に、警察が個別具体的な事案について事情を聴取する際、その対象者の範囲は限定的であって、自ずと事情をよく知る関係者から聴取を行うものと思料される。

非開示情報①は、開示請求者以外の特定関係者が警察から事情を聴取された日付及び時間であり、他人に知られたい自己の行動に関する情報であるといえるため、非開示情報①が開示されることとなると、実施機関が説明するように、特定関係者が、これを端緒として自分が警察に事情を聴かれた事実が特定されるのではないかと不安を抱く可能性を否定することまではできない。

このため、非開示情報①は、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することによりなお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、条例第 13 条第 3 号に該当する。

イ 非開示情報②について

当審査会において対象公文書を見分したところ、非開示情報②の内容は、特定関係者の経歴、氏名、年齢であり、開示請求者以外の個人に関する情報に該当する。

また、本件相談事案における特定関係者の範囲は限定されていることから、非開示情報②は、他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人である特定関係者を識別できる情報であると認められるため、条例第 13 条第 3 号に該当する。

ウ 非開示情報③について

(ア) 非開示情報③について、実施機関は上記 4 (1)ア (ウ) のとおり、条例第 13 条第 3 号本文に該当すると主張しているが、開示することにより、具体的に誰のどのような権利利益を害するおそれがあるのかについて補足説明を求めたところ、その内容は以下のとおりであった。

回答内容に記載された情報は、特定関係者が警察以外の者にその内容を公開・

開示されないという担保の下に、当該事案に対する評価、解決策の有無等に関しその心情を吐露したものである。したがって、回答内容を公開・開示することにより、特定関係者の「自分の回答内容がみだりに審査請求人等の第三者へ公開・開示されるのではないか」という不安を抱くことなく、引き続き平穏な生活を営む」権利利益を害するおそれがある。

(イ) 当審査会において対象公文書を見分したところ、非開示情報③の内容は、審査請求人の相談事案について、特定関係者が、事案の内容について自身の立場から回答したものであり、当該特定関係者しか知り得ない内容や、本件相談事案に対する特定関係者の意見が記載されていることが認められた。

しかし、非開示情報③の内容が、実施機関が特定関係者から聴取した内容であることは、実施機関の説明からも明らかとなっており、審査請求人も了知していると考えられる。特定関係者の具体的な回答内容はともかく、聴取を行ったこと自体については、客観的な事実であって、これを開示しても、開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められない。

このため当審査会としては、非開示情報③のうち、別表に記載する部分については、条例第13条第3号に該当しないと判断する。

(ウ) 一方、非開示情報③のうち、別表に記載する部分以外の内容については、その記載内容から開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報であり、または、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできない記載内容であっても、当該特定関係者の範囲は限定されていることから、開示することによりなお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められるため、条例第13条第3号に該当すると判断する。

エ 条例第13条第3号ただし書きアについて

同号ただし書きアは、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報を例外的に非開示情報から除く規定であるが、本件対象個人情報「法令等の規定により公にされる情報」ではない。

また、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」については、当該情報と同種の情報を本人が知ることができた事例があったとしても、個別的な事例にとどまる限り「慣行」には当たらないものと解されている。

審査請求人は、同号ただし書きアの該当性については主張していないが、仮に、本件対象個人情報が担当警察官により審査請求人に伝えられているとしても、個別的な事例にとどまるものであり、開示請求者が慣行として知り得る情報とは認められないことから、本件対象個人情報は、同号ただし書きアに該当しないものと判断する。

オ 条例第13条第3号ただし書きイについて

同号ただし書きイは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を例外的に非開示情報から除く規定である。

この規定は、非開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康、生活又は財産を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないことを定めており、審査請求人は、上記3(2)オのとおり、本件対象個人情報は同号ただし書きイに該当すると主張している。

当審査会において対象公文書を見分したところ、開示された部分には、審査請求

人の相談事案について、名誉毀損は親告罪であり、告訴期間及び公訴期間を過ぎているとの実施機関の判断が記載されており、実施機関による現場確認の結果、建造物侵入についても、最終的に立件は困難であると判断され、既に相談打ち切りとなっている旨が記載されている。

なお、審査請求人が上記3(2)オのとおり主張している内容については、開示決定等の妥当性について調査、審議する当審査会として事実認定できるものではないが、捜査機関において刑事事件として扱われる見通しがないとされた場合であっても、他の法的手段等により審査請求人の求めるその他の権利利益の回復を図る方法もあるものと思料される。

以上のことから当審査会としては、開示により審査請求人の権利利益を保護する必要性が、非開示により保護される本件事案の関係者の権利利益を上回るとまでは判断できないことから、本件対象個人情報同号ただし書きイに該当しない。

カ 条例第13条第3号ただし書きウについて

同号ただし書きウは、公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る情報を例外的に非開示情報から除く規定であり、非開示情報①、②及び③については、これに該当しない。

(4) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

字数：句読点・記号を含む

公文書名	開示すべき部分
警察相談記録票 (平成〇年4月1日 〇〇警察署受理)	①7ページ目「措置状況及び指揮事項」欄のうち 本文上から2行目20文字目から23文字目まで 本文上から3行目2文字目から9文字目まで  ②8ページ目「措置状況及び指揮事項」欄のうち 本文上から2行目3文字目から8文字目まで  ③11ページ目「措置状況」欄のうち 上から3段目の枠内1行目27文字目から33文字目まで 上から4段目の枠内1行目20文字目から28文字目まで

(諮問第44号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
令和 2年 9月30日	諮問実施機関から島根県個人情報保護審査会に対し諮問
令和 3年 5月20日 (審査会第1回目)	審議 (第1部会)
令和 3年 7月 1日 (審査会第2回目)	審議 (第1部会)
令和 3年 7月29日 (審査会第3回目)	審議 (第1部会)
令和 3年 8月26日 (審査会第4回目)	審議 (第1部会)
令和 3年 9月30日 (審査会第5回目)	審議 (第1部会)
令和 3年11月 5日 (審査会第6回目)	審議 (第1部会)
令和 3年11月26日 (審査会第7回目)	審議 (第1部会)
令和 4年 3月17日 (審査会第8回目)	審議
令和 4年 5月27日	島根県個人情報保護審査会が諮問実施機関に対し答申

(参考)

島根県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	現職	備考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
福間 恭子	行政書士	第1部会
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会